

事件 令和○年（わ）第○号 ○○被告事件
被告人 AAAAA

証拠意見書

令和6年9月19日

○○地方裁判所 刑事部 御中

弁 護 人 BBBBB

検察官請求証拠に対する弁護人の意見は、下記の通りである。
記

第1 甲号証について（甲第1号証～甲第○号証）

甲第1号証	不同意。同意。
甲第2号証	不同意。同意。
甲第3号証	不同意。同意。
甲第4号証	不同意。同意。
甲第5号証	不同意。同意。
甲第6号証	不同意。同意。
甲第7号証	不同意。同意。
甲第8号証	不同意。同意。
甲第9号証	不同意。同意。
甲第10号証	不同意。同意。

第2 乙号証について（乙第1号証～乙第○号証）

- 1 被告人の供述調書は不同意。被告人質問先行のため、必要性なし。
検察官が法322条1項により請求する場合、任意性を争う。
およそ供述調書は、取調べに弁護人の立会いを認めず、被告人が供述調書の内容を十分に確認しないまま密室の取調室で捜査官が作文した内容であるから、任意性が認められない。
- 2 被告人の住民票及び戸籍謄本は、同意。
- 3 その余は不同意。ただし、法323条書面の要件該当性は争わない。

以上